

裁判員制度とは、どのようなものですか？

裁判員制度は、殺人や放火などの刑事裁判について、国民の中から選ばれた6人の裁判員が3人の裁判官と共に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に議論をし、判決を導き出す制度です。

瑞穂市からは、選挙人名簿を基に平成23年度は、97の方が裁判員候補者予定者として無作為に選ばれました。選ばれた方は、裁判員候補者予定者名簿に記載され11月ごろに岐阜地方裁判所から連絡があります。

その後裁判所では、裁判員候補者名簿を作成し、事件ごとに裁判員を選定する手続きを行います。

問い合わせ先

〒500-8710 岐阜市美江寺町2-4-1

岐阜地方裁判所内「刑事訟廷事務室」

(058) 262-5243